

平成26年4月1日

新たな施工確保対策について（水道局）

入札不調の発生率は、震災前に比べ、依然、高い水準で推移していることから、直近では本年3月に、入札・契約制度の見直しを行ったところですが、今回、新たに次のとおり2制度について見直し、2制度について導入し、更なる対応の拡充を図ることといたしました。

なお、市及び総合磐城共立病院でも同様に対応いたします。

1 現場代理人の常駐義務緩和の拡大について

(1) 制度概要

現在、すべての工種における2,500万円未満の工事で、発注機関が同一の場合に、現場代理人の兼務を可能とする常駐義務の緩和措置を講じているが、受注者の人材不足への更なる対応を図る観点から、次のとおり拡充を図るもの

- ① 兼務可能件数について、原則2件（復旧・復興工事を含む場合は3件）までとしていたものを、全て3件に拡大
- ② 建築一式工事については、建設業法により5,000万円未満の工事において技術者の専任が不要とされていることから、現場代理人についても、その常駐義務を緩和し、兼務を認める。
- ③ 発注機関が市・水道局・共立病院いずれの工事であっても兼務を認める。

(2) 実施時期

平成26年4月1日以降に入札公告又は指名通知を行うものから実施

2 最新単価に基づく契約変更について

(1) 制度概要

労務及び資材単価等の高騰により、予定価格算出時点で積算する設計単価と契約締結時点での単価等に価格差が生じる場合があることから、入札不調の防止や労働者の適正な賃金の確保等を図るため、契約締結後、速やかに最新の単価等で設計変更・契約変更を行うもの

(2) 対象案件

復旧・復興工事に限らず、本局が発注する建設工事のうち、平成26年4月1日以降に当初契約を行うもので、起工伺のための積算時点から契約締結日までの間に単価変更があったものとする。

また、変動幅の下限は特に設けず、減額となる場合も対象とする。

(3) 対象単価

労務単価・資材単価、市場単価及び機械賃料等の設計単価とする。（ただし、参考見積等により積算している設計単価については原則、変更の対象外とする。）

(4) 実施時期

平成26年4月1日以降に当初契約を行うものから実施（原則、平成27年度まで）

(5) 本制度に基づく変更の手続きについて

変更を行う際は、当初契約締結時から14日以内に受注者からの変更の請求（変更請求書）を受け、すみやかに変更の協議を整え、新単価等に基づく請負代金額を算定の上、変更契約を締結することを原則とします。

なお、変更契約の締結については、精算変更時点で行うこともありますが、その場合は当初契約締結時から14日以内に請求書を受領した後、変更額を算定の上、請求書受理から14日以内に変更額等を示した変更協議書を取り交わすこととします。

また、その後、スライド請求等の変更があった場合は、本運用により変更された設計単価を基

準とするものとします。

- ① 発注者は落札決定後、契約までに単価変更があった工事については、本制度の対象工事であることを説明する。
- ② 受注者は本契約の締結後、旧単価に基づく契約を新単価に基づく契約に変更するための請負代金額の変更を別紙変更請求書により請求することができる。（請求は当初契約締結後14日以内）
- ③ 発注課は、協議内容に基づき、変更後の請負代金額を算定する。
- ④ 変更契約を締結する。（ただし、精算変更時点で変更契約を締結する場合は、請求書受理から14日以内に、変更協議書を取り交わすこととする。）

※ 変更請求書についてはホームページに掲載しております。

3 一般競争入札の実施方法の見直しについて

(1) 制度概要

現在、建設工事に係る一般競争入札は郵便入札により実施されており、入札回数は1回であるため、初度の入札で落札（候補）者がいない場合は、再公告の上、一般競争入札に付すこととなるが、それにより、工事等の着手が遅れることとなることから、開札の結果、落札（候補）者がいない場合、開札時に立ち会っていた入札参加者により、直ちに再度入札を実施するもの（予め公告において、当該案件を明示）

(2) 実施時期

平成26年4月1日以降に入札公告を行うものから実施（原則、平成27年度まで）

(3) その他

再度入札の取扱いについては、ホームページに掲載されている「入札心得（郵便入札用）」及び「いわき市水道局発注の建設工事に係る一般競争入札への参加手続きについて」をご確認ください。

4 復旧・復興建設工事共同企業体（復興JV）の導入について

(1) 制度概要

技術者等を広域的な観点から確保できるようにすることにより、技術者が不足している市内業者の受注意欲の促進を図るため、復旧・復興建設工事共同企業体（復興JV）を導入するもの

(2) 対象工事

一般競争入札で発注する復旧・復興工事のうち、次の金額以上のもの。

【土木一式：1億円、建築一式：2億円、電気：7,000万円、管：7,000万円、ほ装：5,000万円、水道施設工事（導水管、送水管、配水管及び給水管工事）：5,000万円、水道施設工事（その他の工事）：1,500万円】

ただし、上記工種・金額にかかわらず、特に必要があると認められる工事については対象工事とすることができる。また、復興JVの参加の可否は発注課の選択とする。

(3) 構成員の要件

- ・ 代表者：市入札参加有資格者名簿（建設工事の部）に登録のある市内業者（最上位等級者）
 - ・ その他の構成員：市入札参加有資格者名簿（建設工事の部）に登録のある業者（市内・市外）
- なお、技術者は、構成員の内の1者の技術者が専任していれば、他の構成員の技術者は兼任可

(4) 実施時期

平成26年4月1日以降に参加資格設定を行うものから実施（原則、平成27年度まで）

事務担当：水道局総務課管財契約係

電話 22-9315

平成 年 月 日

いわき市水道事業管理者 様

受注者

住 所

氏 名

印

最新単価に基づく請負代金額の変更について（請求）

次の工事について、最新単価に基づき請負代金額の変更を請求します。

1 工事名

2 工事場所

3 当初請負代金額（税込） 円

4 当初契約締結日 平成 年 月 日

平成 年 月 日

受注者

様

いわき市水道事業管理者

最新単価に基づく請負代金額の変更について（協議）

平成 年 月 日付けで請求があった最新単価に基づく請負代金額の変更について、次のとおり協議します。

1 工事名

2 変更増（減）額（税込） 円